

第二十四回国会 参議院商工委員会會議録第二十一号

昭和三十一年四月十七日(火曜日)午後二時二十分開会

委員の異動

四月十六日委員大谷養雄君及び西川弥平治君辞任につき、その補欠として泉山三六君及び岩沢忠泰君を議長において指名した。

本日委員泉山三六君、岩沢忠泰君、上原正吉君及び西田隆男君辞任につき、その補欠として大谷養雄君、西川弥平治君、深水六郎君及び吉米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

西川弥平治君 白川一雄君 阿貝根登君 河野謙三君

委員

大谷養雄君 小野義夫君 古池信三君 高橋衛君 吉米地義三君 深水六郎君 海野三朗君 上條愛一君 藤田進君 加藤正人君

政府委員

通商産業 政務次官 川野芳満君 通商産業大臣 岩武照彦君 通商産業省 局長 鈴木義雄君 重工業局長

事務局側

常任委員 山本友太郎君 会専門員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○理事(阿貝根登君) ただいまから委員会を開きます。

まず、委員の異動について報告いたします。四月十六日大谷養雄君及び西川弥平治君が委員を辞任され、その補欠として泉山三六君、岩沢忠泰君が指名されました。さらに本日泉山三六君、岩沢忠泰君及び上原正吉君が辞任され、その補欠として大谷養雄君、西川弥平治君及び深水六郎君がそれぞれ指名されました。以上報告いたします。

なお、右の異動の結果理事一名が欠けることになりました。ついでにはこれより理事の補欠互選を行うわけでありますが、その方法は成規の手続を省略してその指名を委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

○理事(阿貝根登君) 御異議ないと認めます。よって委員長は理事に西川君を指名いたします。

○理事(阿貝根登君) では、機械工業振興臨時措置法案について御質問のある方は御発言を願います。

それでは私から一、二質問をいたしたいと思っております。本法案は中小企業の中の中を対象としていると思いが、その対象に漏れる企業に対する対策をどう考えておられるか。

なお、その前にその対象となる基準を詳細に御説明願います。

○政府委員(鈴木義雄君) 本法の対象となり得る企業につきましては、この前資料をお配りしてございますが、大体この前から御説明申し上げております通り、この法案は特に機械工業のうちで立ちおくれしております基礎部門、あるいは部品部門を中心といたしまして、中堅機械工業の育成をはかる、こ

うりうり考え方をさせていただきます。今日の日本の機械工業の要請する精度の高いもの、それらのコストを安くして、国際競争力を付与して、それによって機械工業の輸出を伸ばし、あるいは国産化を大いにはかかっていく、こういうふうな考え方であるわけでございます。

そこでこの前お配りいたしました資料で、二例をあげて申し上げますと、たとえば歯車につきましても、現在、資料にございます通り百五十四の企業がございまして、しかしこれはごらんの中のこの中の九〇%以上は一千万未満の企業でございます。そういうふうな中の企業のものでございます。そこで育成の目標といたしましては、特に今後の日本の機械工業の要請する精度の高いものという考え方をさせていただきます。歯車について申し上げますと、DINの四級から七級のものをねらいつける、このため、現在九級以上の技術を要する専門メーカーが約十二ばかり

ございます、こういうふうなものを全部対象として大いに育成していこう、こういう考え方をさせていただきます。それ以外の、先ほど御指摘ございましたこと以外の中企業はそれではどうなるかと、こういうことでございまして、これは大体ここに書いております通り、現在十級以下の程度のものにつきましては、さらに中小企業金融公庫等の資金を活用いたしまして、八級程度まで技術を引き上げていく、こういうふうなことでやっていきたい、こういうのでございまして、この法案の対象としておりますのは中堅企業であり、これに対して精度の高いものを、相当大規模の、その企業の規模にしましては大規模の資本を投下するという関係でそういう措置をしまして、これらの適用を受けない企業につきましては、われわれといたしましては中小企業金融公庫等の資金の運用によりまして、さらにこれらについて十分考えていきたい、こういう考え方をしております。

○理事(阿貝根登君) 質問の途中ですが、ただいま委員の異動がありましたので報告いたします。

西田隆男君が辞任され、その補欠として吉米地義三君が指名されました。以上でございます。

質問を続けますが、対象にならない中小企業に対しては、中小企業金融公庫が資金のあつせん融資をするというふうなことでございまして、この法律によって中小企業に対しては金融面に

ついても大幅な緩和措置をとられておる。そうしますとその取り残された中小企業に対しては、ただ中小企業金融公庫がこれに当る、そういうことではこれは決して私は実績が上るものじゃない、中小企業金融公庫にこれを当てるとするならば、いわゆる担保の緩和とか、あるいは利率の引き下げ、あるいは延長とかいうような、何かの政府の施策がなければ決して貸し付けるものではない。ただ漫然と中小企業金融公庫がこれに当る、そういうことでは私は中小企業は成り立たない。かように思うのですが、何かそういう対策ありますか。

○政府委員(川野芳満君) 中小企業金融公庫の金利等の問題につきまして、実は今検討中でございます。でき得べくんばある程度下げたい、こんなことで実は検討はいたしておりますが、しかし下げるか下げないかという点については、まだここで言明する段階に立ち至っていないことを御了承していただきたいと思います。

なお年限等につきましては今回ある程度の年限を延長いたすということに決定をいたしておる次第でございます。

○理事(阿貝根登君) ただいまの御答弁に、中小企業に対してまだ何らの考案もない、こういうことでございまして、この法律が適用されれば、たとえば粉末冶金を見ましても年産四百トンを五年後には一千五百トン、四倍にも上るようになっております。そのしわ

寄せはこれに漏れた適用を除外されたところから大きく響いてくる、それにもかかわらず金融措置もしていない。そういふことでは中小企業はつぶれていく以外にない、こういふことになると思うのですが、それに対してはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(川野芳清君) ただいまも局長から御説明申し上げたように、漏れた部門につきましてはでき得る限り中小企業金融公庫の対象として救済いたしたい、そして中小企業金融公庫は支払い年限等につきましても、ある程度従来より年限を長く貸し付け、こういふことの決定をみておる次第であります。

なおできるだけ安い金利の金融をいたしたいと、こういふふうに考えておりますが、今そういう問題等につきましても実は検討を加えておるよう次第でございます。その点を御了承承していただきたいと思います。

○理事(阿具根登君) 結論的にお尋ねいたしますが、この法律案が通つたならば、通らなかつた工業は圧迫を受けると思いますが、受けないと思いませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) 考え方は先ほど来申し上げております通り、日本の機械工業全体として、たゞいま例をもって御指摘されました通り、全体に無理があり、物によりましては二倍、三倍、全体として、経済五カ年計画におきましても機械工業は現在を基礎として二六〇%になつてゐる。そういうわけでございます。もちろんこれも指定される精度の高いものについていろいろな伸びを期待いたしますが、その他のものにつきましても、機械工業の

総体的な振興に伴つて相当伸びていくのじゃないかと、こういふふうに考えるわけでございます。

○理事(阿具根登君) 私が言つておるの、この法律が通つてそして非常に優秀な機械が入つてきて合理化されれば、もちろんその製品は伸びていくことは当然でございます。その点については反対するものではございませんが、今でもええ圧迫されておるこの下の工業、これはいよいよその伸びによつて圧迫を受けて、おそらく私は操業できないようになるところがたくさんできてくるであらうと思ふ。それに対する対策がなく、一方だけを助けていくといふことは非常に不合理ではないか、こういふことなんです。たとへばダイカストをとつてみても、ダイカスト業者は、この資料で見ると八十五業者がおります。その中で二百五十トンの大型ダイカストを持つておるものは八社しかございません。総取の十分の一です。その八社を対象にしておるの、あとの十分の九といふものはこのために犠牲になる、極端に言えば、これは中企業と云つておるけれども、ダイカスト自体をつかまえて言へばダイカストの大企業です。ダイカストの大企業だけを助けておる。頭から八社だけ助けて、あとの七十二社というものは切り捨て御免のような形になる。それに対する対策がなく、一方だけを救済するような法律は私はあまりよくないと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(鈴木義雄君) たゞび申し上げております通り、この法案のねらいは要するに新しい分野、何といひますか精度の高いもの、そういうようなものをねらつて輸出を伸ばし輸入を

防圧し雇用の増大をはかる、そういうような見地から出たものであります。従ひまして新しいところの伸びを見ておるわけでありまして、具体的に例を申し上げますと、たゞいま粉末冶金について御指摘がございましたが、ここで十一社でございます。この法律の対象としておられますのは、この十一社のうちの大企業三社を除いて、あとは全部対象とするわけでありまして、従ひまして、これで見ますと一千万円未満、一千万から一億円、これは全部対象になり得るわけでありまして、それからダイカストにつきましても八十社ございまして、対象といたしますのはここに書いてございます八社でございます。これは大型のものを持つてございまして、このほか大型以外の分野については——大型のものが大型で精密なものに専心いたしますれば、この他の分野はほかのものに回つてくるというふうな関係になります。そういうふうな点で全体としては伸びていく、そういうふうな感じでありまして、従ひまして先ほど申しました通り、これでねらいますものも伸びますが、その他のもので対してはこれが直接どうこうという関係には立たないわけでありまして、そこでも少し申し上げますと、この法案で対象としておりますものは、前から申し上げておきます通り、中堅企業でございます。これらももしこういふ方策ができませんと、結局何と申しますか、国内でできない場合には輸入しなければならぬ、あるいは場合によつては大きな大企業が自分で家用に部品部門を担当する、こういうふうな傾向になるわけでありまして、こういふふうなものを阻止してむ

しろ中堅的な工場を適正な規模によつて専門的に大いに育成し、こういふ趣旨でありまして、むしろこの考え方は大企業に対して中小企業の中堅を中心として全部をレベリングアップをしていく、こういふふうな感じのものであります。さらにいろいろ適用予定業種についても、強靱鋼鉄、ダイカスト、電動工具等はいわば新規産業でございます。将来の需要の伸びは二倍四倍でございます。従ひまして適用される業種が精密なものでございまして、その他のものにつきましても相当の分野がございまして、またそのほか測定器具、試験器、抵抗・コンデンサー等も相当な増加が見込まれてきておるに書いてあります油圧ポンプ、時計部品、双眼鏡部品等は、協同組合または関係企業の共同施設をねらつておるわけでありまして、また工作機械につきましても、品質向上あるいはコスト低下によつて輸出を大いにふやし、また従来国内生産が五十億円でありましたが、輸入も五十億円でありまして、この輸入の五十億をできるだけ減らして雇用の機会を与えよう、こういふふうな感じのものであります。また歯車につきましても、先ほど例をもつて示されましたが、これは大企業が家用として歯車工場に進出するのを阻止して、大企業の分野にこの法律の措置によつて中堅企業が伸びて行く、こういふふうな感じの考え方でございまして、

○理事(阿具根登君) 粉末冶金とか電動工具というのは、私は非常にいいことだと思つてゐる。それは一億四千万の資本金を持つてゐるところはこの適用からはずされてゐる。そして小企

業に適用されてゐるから私はいいと思ふのですが、今の理論からいつても、そうしますと、大企業に対抗するため、中企業を大企業に引き上げる一つの手段である。そうすれば、中企業が引き上げられたら小企業はその圧迫を受けるのがきつめて大にはしな

いか。私が言つてゐるのは、中企業の五千万以上も持つてゐるよりなところは自分でもやつて行けるところなんです。それだけ国が補助してこれを引き立ててやつて行こうといふならば、やつて行けないその下のところを上げてあげて行けるならば私はわかる。ところが自分でもやつて行けるところをさらに国が援助してやつて、大企業に匹敵するようになつて中企業がなくなつて行く、こういふふうなことになるおそれがある、かういふふうに思ふのであります。これは粉末冶金とか、たゞいま申し上げました電動工具のように、これは中企業の中でも大きいところは自分で自己資金でやつて行かない、その下のやつは政府がこういふ法律で守つてあげましょうというふうな法律で守つてあげましょう。これは一億四千万以上の大企業といふものは全部この法案から適用を除外されなければならぬ。ところが全部それ以外のところは、大企業が入つてくる。中企業の中でも一番大きいところが入つてゐる。そうすると先ほど言つたように、その中企業の中でも大企業に準ずるような大きなところを政府がわざわざ資金を出して大企業にしてやるのだ、そうなる。そうすれば先ほど局長が言つた理論に反論が出てくる、こういふふうな考えがあるので、その点どうですか。

業に適用されてゐるから私はいいと思ふのですが、今の理論からいつても、そうしますと、大企業に対抗するため、中企業を大企業に引き上げる一つの手段である。そうすれば、中企業が引き上げられたら小企業はその圧迫を受けるのがきつめて大にはしな

業に適用されてゐるから私はいいと思ふのですが、今の理論からいつても、そうしますと、大企業に対抗するため、中企業を大企業に引き上げる一つの手段である。そうすれば、中企業が引き上げられたら小企業はその圧迫を受けるのがきつめて大にはしな

○政府委員(鈴木義雄君) 今の点、私が申し上げましたのは、大体中堅、規模程度のものを中心として大いに育成して行くということを中心として申し上げたわけでありまして、この表にございませぬものによりましては一億円以上のものが適用される場合もございませぬ。それはなぜかと申しますと、一つの業態を全部見ていく場合にはやはり一つの業態として見なければならぬ、こういう感じがあらなければならぬ、しかしながら大企業において負担力があり、その必要なしと認められた場合にはあるいは除外するとか、あるいは入れます、たとえば開銀の資金あつせんの場合におきましては程度を非常に圧縮する、負担力によって締めに行くというふうなことを考えているわけでございます。また御指摘のこれに漏れている企業の問題は、先ほど来申し上げております通り、この法案のねらっておりますのは、やはり精度の高いもの、従いまして資本投下等も、中堅規模の工場にしましては相当の資本を要しますのでかような措置を講じたわけでございます。それに漏れております中小企業が普通によりまして、普通の場合には合理化資金としまして、程度が少額である、そういうふうな関係から中小企業金融公庫等の活用によつてできるだけ目的を達するようにならしたい、こういうわけでございます。いずれの場合におきましても、精度の高い分野、あるいは普通の分野、それぞれ機械工業につきましては領域がございまして、機械工業全体が伸びていけばやはりそれに相応して皆伸びるを見るわけでございます。そういうふうな観点から、これに漏れておりま

すものにつきまして中小公庫の活用によりまして、あるいは直接の場合には、こういう業態に輸出振興の目的から、あるいは国産化奨励の目的からというふうな基準を示してできるだけ育成するような方向で行きたい、こう考えております。

○理事(阿具根登君) そこで、そういう考え方があつたらばどこで線を引くとするならば、かりに一億円以上なら一億円以上のものについては相当自己資金も持っているし、自分でも信用があるし、機械でも相当の機械が据わっているからこれには貸さない。今の御説明では開発銀行から金を借りる場合にシビアにやつていくのだ。それだけの考え方があつたらば、一億円以上の会社は自分でやらない、そこをシビアにやるといふか、それを一億円以上の上のところがやつていくならばより以上の上のところができて行く。ダイカストにしてみますと、そのダイカストは一億円以上のところが九カ所ある、そういうところは相当な機械も据えておる、相当な製品も出しておる。ところが一千万円、二千万円というところは手動でこれをやつておる。そうするとその差はものすごい差になつてくる。だからこういうところで、一億円以上のところは、こういう優遇をせんでもいいじゃないか、これはたとえその下の一千万円から一千万円の資本金を持っていて一億円の工業が適用されるようなことはございませぬ。しかし一億円以上のところをこういふ法律を適用するならば、一千万円、二千万円のところはつづればいかに引かないか、だからその線をどこに引

くかという問題については、はつきりしたところがなければできないじゃないか、こういうことなんです、これについて。

○政府委員(鈴木義雄君) 考え方はやはりこの法律で書いてあります。これは、日本の立ちおくれた機械工業を伸ばすというわけでございます。業種別に見ていくのが建前でございます。従いまして考え方をいたしました。一億円以上のもが入つてはならないというものは一億円の程度でございませぬ、先ほど来申し上げております通り、大体この業態は一千万円、一億円以下というふうな程度でございまして、こつちを中心にして育成していく、従いましてこの表に一億円以上を説明したのでございまして、対象の場合におきましては、先ほど来説明しております通り、一億円以上は原則として除外するような方針で、例外的に入りませぬ場合には、先ほど来申し上げておりますように、開銀の資金のあつせんの場合にはこれを締めていく、こういうふうなことになるわけでございます。

○理事(阿具根登君) そこでそれだけの考えがあるなら、一億円以上のところは適用しないという考えを持っておかなければ、これがそのまま通つていけば、自然そういうところの圧力の方が強くて、そうして資金はそういうところ

ころに流れていく、私はこういうことを言つておるわけなんです。だからこういう法律をきめる場合にはやはりはつきりした線というものは一応引いておかなければ、一応そういう考えは持つておられるけれども、これが法律として施行される場合には、必ずそういうところが大きく動いて、そうして中小企業の方にいくということが少くなる、私はこういう考えを持つておるわけなんです。ダイカストにこだわらうですけれども、ダイカストは頭から八社というところになれば、あとの一千万未満のところは六十三社あります。この六十三社はだれがみてやるかです、こういうふうな場合でも、この八社というやつを、一億円以上のやつを全部削つて、そうして一千万円から二千万円のところを助けるというのなら、私は一億円以上のところが、二つも三つもできたような形になつてくるから、非常にいいけれども、一億円以上のところを助けたら、下の方はつづれていくのじゃないか、こういうことを言つておるわけなんです。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまのダイカストの場合には、表には一億円以上と出ておりますが、対象となる八社は一億円以上のところはみておる、せん。

○理事(阿具根登君) それが一億円以上の上のところは二百五十トン程度の大ダイカストは持つておらんといいことになりませぬ、この説明には現在二百五十トン程度の大ダイカストのメーカーが専業者として約八社ある、その全部を対象として設備の近代化を促進するということを言われておりますが、この説明はうそですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 専業者と書いてございませぬ、そのうちの八社は専業者という見方で、一応一億円以上は兼業しておりますので除いておる、せん。

○理事(阿具根登君) そうするとこの九社は、一億円以上の九社ということでは、専業者じゃないということですか。

○政府委員(鈴木義雄君) さようでございませぬ。

○理事(阿具根登君) そうしますとその二百五十トン程度の大ダイカストの専業者というものは、この中でどれに入りますか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは一千万から一億円と、それから一千万未満がその中に入つてございませぬ。

○理事(阿具根登君) 二百五十トンの大ダイカストは、これは幾らになりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 約設備として八百万円程度である、こう考えます。

○理事(阿具根登君) おそらく私はそれ以上だと思つておりますが、一千万以下の資本のあるところで、そういう膨大な機械も、そして人間も雇つておるところがありますか。私たちが見に行きました場合は、あの大きなダイカストは、一千万円以下のことを聞いておりました。今から二百五十トン以上の大ダイカストが、一千万円以下で入つてくるかどうか、その点も御説明願ひませぬ。

○政府委員(鈴木義雄君) 具体的に名前をちよつと存じておりませぬが、たとえば関西であります、京都ダイカスト等は、これは一千万円未満で、二

百五十トンの設備を持つてゐるようになりておられます。

それからの次の点は……。
○理事(阿具根登君) 今こゝう法律を適用してですね、そゝうして資金のあつせんをして、二百五十トン以上の大きなダイカストを外国から輸入するとするならば、一千万円であつてくるかこゝないかといふことですね。

○政府委員(鈴木義雄君) 私どもの聞いておられますところは、八百トン程度のダイカストの場合には二千万円、それから二百トン程度ですと、八百万円といふふうになっておられます。

○海野三朗君 それに関連して、私がお伺いしたいのは、この臨時措置法につきて、これをやつていくといふと、弱小企業が直接的に間接的に打撃をこうむらないといふことについて、どういふ保障がありますか。一例を申しますならば、たとへば鉄の方では、富士のような大きなところでは、国家から莫大なる資本を借りて、そゝうしてこの機械設備を近代化したと、従つて現在においてもその板なんかはほとんど輸出してゐる。ところが小さいつまり製鉄工場、板を引き延ばすとか、手動でもつて、手でやつてゐるといふふうなそゝういふふうな中小無数の工場は、これについていけなから、従つて大きな圧迫を食つてゐる。従つて結果を生じてゐるのであります。これは事態の進行とともにやむを得ない現象でもありましようが、この法案を通しますといふと、この弱小の企業がどういふふうになつて行くかといふと、みなこれは共倒れになつてしまふ。下のものはもう立つていけなからといふことになりはしないか、そ

ういふことに対してはいかなる保障がありますか、それを伺ひたい。

○政府委員(鈴木義雄君) これは先ほど阿具根先生からも御質問があつたと思ひますが、大体この法案でまづおつておられるのは、中堅機械工業を伸ばして行く、それによつて新しい輸出分野を開拓し、あるいは輸入の防遏をはかる、そゝういふような意味で、日本の機械工業に対して国際競争力を付与する、そゝういふふうな見地からこれが出ているわけでありまふ。従ひましてむしろこれは全体として伸ばすんだ、こゝういふ思想でございまして、従来の中小企業対策では十分までいかなから、これを特にこれで伸ばして行く、こゝういふ考へ方でありまふ。従つてこれの適用を受けない事業につきては、中小企業金融公庫等の利用につきては、十分できるだけ合理化して伸ばすようにやつていきたい、そゝういふふうなことでのこの法案が出てゐるわけでありまふ。

○海野三朗君 今のお話はよくわかりまふ。それは国際の水準に到達しなければならぬといふこと、輸出を振興していかなければならぬ、そのために資金を貸し付けて、そゝうして機械設備を近代化してやつていかなければならぬといふことは、それはよくわかりまふが、それに落伍をした、落伍といふ形になりまふか、これがどしどし出ていった日には設備が古かつたり何かして、その弱小企業ですね、弱小企業がいかにかして救われるか、直接的、間接的にその打撃をこうむらないようにならぬか、そゝういふふうな御決意があるか、ただ申請があるから金を借りればよいんじゃないかといふふうなもんべんだ

らりとした御答弁ではなしに、いかなる御決意を持つていらつしやるか、その保障でありますね、その御決意を承りたいのです。

○政府委員(鈴木義雄君) 先ほど米申し上げておられますが、大体機械工業としては伸ばしていきたい。従つて現在一〇〇として一六〇のねらいを突は五カ年計画で持つてゐるわけでありまふ。従ひましてわれわれもいたしましては、輸出振興につきては、いろいろ市場対策を打つて輸出を伸ばして行く、こゝういふ方法を講じておられます。また輸入の防遏につきては、こゝういふ方法を講じておられます。また輸入の防遏につきては、こゝういふ方法を講じておられます。また輸入の防遏につきては、こゝういふ方法を講じておられます。

そこで、この対象となつておる業態につきては、例を引きますと、恐縮でございませうが、たとへば先ほどの御指摘のありましたダイカストにつきては、現在の年産六千トンを一万七千トンに、あるいは粉末冶金については年産四百トンを千五百トン、いずれも現在のレベルといふものによりまして、こゝういふ業態は特に立ちおくれおられますので、二倍あるいは三倍といふふうな大きな伸びを見ておられます。従つてこの中で精度の高い、特に国際競争力を付与する必要があるものにつきては、この際は手を打ちまふが、そのほかのものにつきては、大いに需要の開拓、あるいは輸出の振興といふことが考えられるわけでありまふ。こゝういふふうなものにつきては、先ほど説明してあります中小金庫等の方法によつてできるだけ合

理化なり育成をはかる、こゝういふ考へ方でございませう。

○海野三朗君 今のお話はよくわかりまふが、その保障ですね、弱小企業に對してつゝ間接的、直接的にこの損害をこうむらないようにするには、つまり中小企業とかそゝういふ方面にも融資を世話しようといふお考え、しかもその額はどのくらいでありまふか、何億ぐらいでありまふか。中小企業なり、あるいは中小企業金融公庫のお金をこの弱小の企業に對して何億ぐらいお世話をなさる御決意がありますか、漫然とただ中小金庫があるからそれから借りればよいといふふうな考へでは私納得できないのであります。このことに対しては政府がすでにこのお金をこれだけそゝういふ方面に向けようといふのであるならば、それに漏れたところに対しては何億ぐらいを金庫なりあるいはそゝういふ方面から融資することに骨を折らうといふふうにお考えになつておられますか、大体のそのワクはいかがなものですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 従来の直接貸しといふのは中小金庫でございませう。本年度は相当額がふえまして六十億といふふうな直接貸しはなつておられます。これが大体全部の中小企業に使われるわけでありまふ。従来の実績を見ますと、機械工業が直接貸しの六割方を占めておられますから、このうち何分の部分が中小機械工業全体に向ける。もちろん指定された業種にどのくらい使われるかはきまつておりませう。全体として中小機械工業に對しては直接貸しの相当多くの部分が使われるといふふうなことでございませう。

○海野三朗君 そゝうしますと、今こゝにあけておられますダイカストとか、粉末冶金、それから歯車、ネジそゝういふ方面のつまり弱小企業に對しては、その六十億のうち何億ぐらいが大体御検討で見積つておられますか、何億ぐらい出してその他のものを救おうといふふうにお考えになつていらつしやるか、どうなんでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) その点はまだ数字的に検討いたしておりませう。要するに機械工業といふものは広い幅がございましてこの直接貸しを使い得る範囲は中小の機械工業全般になりまふので、その中にはあるいは繊維機械もあつて、あるいはいろいろな電気関係の機械もあつて、いろいろ問題がございませう。それらの中でこゝういふものも一つの部分として見ていきたい、こゝういふふうな考へておられます。

○海野三朗君 今こゝに上げておられますダイカストとか、粉末冶金とか精密機械、工作機械などもそゝういふ方面に融資を受ける。ところがその中で融資してもらえないところが確かに出てくるわけでありまふが、それにはほかの方面から、たとへば金融公庫の方からでも金を融資することに骨を折つてやろうといふお考えであるよりですか、しからばそれは何億ぐらいこの方面の落ちこぼれに融資をしてやろうといふお考えがあるのか。まだそこまでは数字的にはお考えになつていないのですか、どちらなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接貸しの内容をいかにするかといふことについては現在全般的に計画を調査しておられます。まだいろいろ数字が出てきておりませう。で最終的な計画がございませう。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接貸しの内容をいかにするかといふことについては現在全般的に計画を調査しておられます。まだいろいろ数字が出てきておりませう。で最終的な計画がございませう。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接貸しの内容をいかにするかといふことについては現在全般的に計画を調査しておられます。まだいろいろ数字が出てきておりませう。で最終的な計画がございませう。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接貸しの内容をいかにするかといふことについては現在全般的に計画を調査しておられます。まだいろいろ数字が出てきておりませう。で最終的な計画がございませう。

○政府委員(鈴木義雄君) 直接貸しの内容をいかにするかといふことについては現在全般的に計画を調査しておられます。まだいろいろ数字が出てきておりませう。で最終的な計画がございませう。

わけであります。われわれとしましては、中小企業の方から要求がありまして、全般的に来年度どんなふうなこれを使い、かということについて調査をしておりますが、まだ計画の提出が出ておりませんので目下調査中でございます。

○海野三朗君 今日までのこの中小金融公庫でもその方面の貸し付けの状態を見ておきますと実におかしな状態なんです。ある方面には一つも行っていない。私は非常に公平という点から考へるとおかしなものなんです。ここにも、この法案をお出しなされたのも大體も御予定があるのでしょうか。あなたの方で十何億から十五億円を出して、年六分五厘でやるというふうなものは大體目星はついておられるのでしよう。あなたの方で……それでその目星をつけておられるその工場はいいかもしれないが、ところがある方面になります。……と實際必要なのであるけれども、その選に漏れていないのが、いぶんたくさんあるのですが、そういう方面に対して選定されるべきにおいてどういふ一休基準でおやりになるのか。私は今日までの状態を見ますと、窓口はもう銀行屋がやりますから、銀行屋の方はもうからないような、もうけの薄いところにはやらないで、利息がちゃんちゃんとしてくるようなところばかりねらって金を融資しておられるように思われる。そういう点については通産当局ではどういふふうな考へておられますか。この選定の仕方、それはどういふあれでおきめになるのです。

○政府委員(鈴木義雄君) ここにお配りしました資料は一応の試案でございます。まして、これにつきましては、やはり根本のこの法案で企図しております業種につきましてそれぞれ目標を立てて、いかに性能を上げるか、いかにコストを下げるか、どんなふうな設備に投資するかというふうな目標をきめておいて、それによって、その結論によって企業を選ぶわけでございます。従いましてこれはこの法案が通りまして、審議会を開きまして指定業種をきめ、それによってよく審議会を議論した結論に基づきまして対象の企業を選ぶことになるわけでございます。ここに書いてございますのはまあ一応の、何と申しますか試案と言いますか、予想というふうなものでございまして、まだ固まったものではないわけでございます。従いまして考へ方は機械工業審議会に諮った結論によりまして通産省がこういふ企業を選定するところになるわけでございます。

○海野三朗君 私はちよつと一言その点について申し上げておきたいと思つて、つまり研究資金を今まで初め助成金と言いますか、そういうことをいふんおやりになっておられるようでありますが、百パーセントより多くいけつたのではございません、ありませんが、ずいぶんお出しになつておられる。その金は研究費に使わないで会社の運転資金に回しておる、そういうふうなことを私はひんびんと聞いておるのであります。それで通産省でおきめになる、今日までおきめになつたそのあり方は相当さんであるというふうには私から見

ておるのですが、今日まで初め助成金だとおっしゃるに、中にはちよつと都合だと言つて建設費、運転資金に回してしまつてその方面の研究を一つもやらない、そして今度は通産省の方にはうまいことを述べておられるし、そうしてその金を百万なり二百万円もらつておる、そういうふうなところも今日まで再三見受けるのであります。あの配分の仕方なんぞについては、審議会にかけておやりになるのですか、あるいは通産省内部だけでおきめになるのですか。事実、工場を實際見ないのでおきめになるのですか、見た上でそういうふうな金を配付なさるのであるか。従つて今度のこのあれでも、専門的立場に立つてはつきりした上でないか、いかにわしい金の融資に上りたしないかというのを私は非常におそれるものであります。……と、いふ点については何かお考えはどうかと思つておるわけでございます。

○政府委員(鈴木義雄君) 大體研究補助金等を交付します場合には、申請が出ますと、機械で申しますと、重工業局、それから工業技術院、そういうところによく審査をしまして、連絡会議をいたしまして、場合によりましては、民間の専門家の意見を聞き、場合によつてはちよつと機械試験所等、関係の技術官とよく諮りまして、それで選択するわけでありまして、それから最終的には科学技術行政協議会、よくスタクといつておられますが、そういうところにも諮つておきめることになるわけでありまして。従いまして補助金交付の目的を十分達成するよりなものを選びますと同時に、担当者については十分慎重を期しておるわけでございます。

たまたまいろいろ事情で、あるいは御指摘のような点があつたかと思ひますが、こういう点については今後十分監督を厳重にして、また選択等につきましても十分注意を払つて処置していきたい、こう考へておる次第であります。

○理事(阿具根登君) ほかに質問ございせんか……。それでは私が質問をいたします。

この中小企業の場合に、大企業と何らかの関係があつて、従属工場みたいなのが非常に多いと思つておるのですが、そういうふうな点に対してはどういふ考へを持っておられるかお伺いいたします。

○政府委員(鈴木義雄君) 部品部門の場合でございますと、やはりこれらの部品が、もちろん中小企業に使われる場合もございまして、大企業に使われる場合もあるわけでございます。そこでこのねらつておられますのは、やはり大企業の下請の場合になります。これはこういふ中堅企業を大いに育成して、できるだけ専門メーカーと申しますか、独立した形の企業を大いに育成していきたい、こういうふうな考へ方で考へておる次第であります。

○理事(阿具根登君) たとえば大企業から何がしかの資金が出て、その従属工場になつておるものに対しては、この法律を適用するお考えがあるのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 具体的にそういうケースがこの中にあるかどうか、まだよく調べてみないとわかりませんが、納入先は、部品部門でありますれば、相当大企業が多いと思ひます。その場合に、資本的にどういふことになつておるかというところはなかなかむずかしい問題でございますが、その場合でも、ある特定の企業だけに、いわゆるまるがかえというふうになつておる場合は、これはなかなか問題だと思ひます。しかしながら幾社かの大企業に出しておる、いづれ納入先は大企業でありますけれども、この場合にはやはりそれだけ独立して、専門メーカーとして育成したい、この考へ方でこの法律の考へ方は貫いておるわけでありまして。

○理事(阿具根登君) いやそういう場合に、大企業から資金が出ておる場合に、大企業との縁はおそらく私は切れたいと思つておる。……と、いふ点については、この法律を適用して援助してやらなければいけないというところは私にはわからないのですが、その点でございますか。

○政府委員(鈴木義雄君) その点は、大企業から、もし資金が十分流れていて、必要ないという場合でございます。……と、その点で何と申しますか、額をいへば、いろいろな負担力のあるという意味におきまして、そういう点はしぼるというところは可能であると、こう考へるわけでありまして。

○理事(阿具根登君) そうした場合に、十分な資金が流れておれば、私はそれは中小企業でも相当なところだと思ひます。……と、いふ点については、これは中小企業としてこれを対象外にはしないと思つておられる。……と、いふ点については、通産省としてはこれを対象外にはしないと思つておられる。……と、いふ点については、一応考へたというふうなところになつてくると、大企業援助になつてくると思つておるのですが、その場合に、資本的にどういふことになつておるかというところはなかなかむずかしい問題でございますが、その場合でも、ある特定の企業だけに、いわゆるまるがかえというふうになつておる場合は、これはなかなか問題だと思ひます。しかしながら幾社かの大企業に出しておる、いづれ納入先は大企業でありますけれども、この場合にはやはりそれだけ独立して、専門メーカーとして育成したい、この考へ方でこの法律の考へ方は貫いておるわけでありまして。

ういふ点ははつきりできないのですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 考え方は、先ほど来申し上げております通り、一つの特定の大企業のまるがかえというふうなものについてはこれは避けたいと思います。利用先ができるだけ広くいっておるというふうなものが選ばれたいという感じがいたすわけでありませぬ。しかしながら、かりに大企業から資本なり、あるいは系列がありまして、考え方といたしましては、これをしてできるだけ独立した隷屬しない形で伸ばしていきたい、こういう気持ちでございますので、そういう場合には、むしろ大企業の隷屬を断つといえますか、あるいは独立した専門メーカーを育成するという立場から、この法案の対象としてみていきたい、こういう考え方でございます。

○理事(阿貝根登君) たとえばこの中で一千万円以上の工場になりますが、それに大企業から資金が投下されておる、そういうものは、おそらくほかのところにもいろいろ法律が適用されれば、より以上に大企業から流れてくる、私は思うのです。その点は、今局長が言われたのもわかりませぬけれども、実際これがやられる場合には、局長が考えられているような結果には私はならないと思ふのです。たとえば一億円の工場に三千万円なら三千万円の金が出ておったとしても、十五億の金の中からこれをおせんする場合にはそれ以上の金額というのはいかなるわけでもないと思ふ。そうすればこれを引き離すところか大企業の援助にしかならない。これをはつきりするためには、先ほど海野委員の質問もございましたが、十

五億のワクの中でどれだけ考えておられるか。たとえば一千万なら一千万とするならば百五十社がこの該当工場になるわけだ。そのワクをどのくらい一工場に対して考えておられるか。そのワクによつて、たとえば大工場から援助を受けているところにもつていって、大工場が援助しているだけの資金はこれでは援助できない、こういう形になれば、大企業の援助であつて、中小企業の援助じゃない、こういうことになる。私は思ひますが、その点はつきり御説明願ひます。

○政府委員(鈴木義雄君) 御質問の点に対して十分お答えできるかわかりませんが、大体企業の数等も、先ほど来申し上げておきます通りに実はまだ試案の程度でございます。数が幾らになるかといふことはやはり機械工業振興審議会が目算がきまらして、それによつて選ばれる範囲がきまる、それによつて数もきまる、こういうふうなものでもございまして、どの程度の数になるかといふことについてはまだ的確な数字が出ておりませぬ。

それからまた本年度は十五億でございますけれども、これは三カ年計画として全体で百億、主要設備で八十億といふふうなのが本来の計画でございます。そういう考え方で考えておるわけでありませぬ。従ひまして一企業当り幾らの投資を行うか、ものによりましては二千万円、あるいははものによつては五千万円といふような業態によつて違ふと思ひます。従ひましてこれも画一的には数字がまだ出ておらないわけでありませぬ。

それから御質問の点は、先ほど来申し上げております通り、やはりこの法案でねらつておりますのは、中堅企業をできるだけ独立したものとして育成していきたい、こういう考え方でございまして、かりに大企業からひもがついておりましたも、これによつてさらに特別の資金なり、あるいはこの法案の企図するところによつて専門メーカーが生まれれば、広くほかにも供給されて、そうして隷屬関係が相当薄くなる、といふこともございませぬ。この点にもつていきたい、こういう考え方であります。

○海野三朗君 もう一つ、私はさつきのところでも十分でなかつたからお伺ひしますが、つまり今度の法案のねらいは、これは傾斜育成の方式を採用することにあると、そうして結局どうなるかといふと、規格統一のため合理化カルテルを助長するようになってくるおそれがあるのではないか、どうか、どうなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) このカルテルにおきましては四つのカルテルを認めておりました。規格統一もその一つでございます。

○海野三朗君 結局中小企業の振興育成といふことにはあまり考慮されていぬように思ふのです。そのいいものだけを伸ばしていき、その伸ばして行くのはいいのですが、中小企業の全体の振興育成といふことについてはあまり考慮されていぬように思ふのです。それで私は先ほど保障があるかといふことを念を押したわけなんです。ただその点になると至つて当局の御答弁はばく然としておるのであります。どうなんですか、その辺についてもう少しはつきりしたことを承わりたい。

中小企業の振興育成といふことは全く考えられていないようであつて、ただ一部分のすぐれたものを、それを大企業からして行く、従つてここに傾斜育成の方式になつてくる、その結果がこの合理化カルテルを実施するよになつてくるのだ、つまり優勝劣敗、これが行われて行くのは、資本主義経済が行われる成り行きとしてはやむを得ないことでもありませぬ。けれども、あくまでもこの公正なる競争を通じてのみ行われべきで、政策的に国家権力の介入によつてそれが助長されて行くようではおもしろくない結果になると、こう思ふのですが、その中小企業にわゆる弱小企業に対する保障はどうか、保障は、はつきりした御答弁をもう一度承わりたい。

○政府委員(鈴木義雄君) カルテルについての御質問もございましたが、この法案で考えておられますカルテルはいわゆる合理化カルテルというわけでございます。整理を目的とするような不況カルテルといふようなものではないのであります。先ほど来説明しておきます通り、大体日本の機械工業の需要といふのは一つのレベルであつて、これはふえないといふのであればあるものが伸びれば他のものに影響するものであります。全体として機械工業については一六〇％に伸ばして行く、こういう思想であります。従来中小企業につきましてもいろいろ対策を打つておられますが、さらにこういふような伸ばすことをやるためにはどうして、なかまよりに特殊な体制が必要でありませぬ、そこで大きな伸びを見るためには、こゝろより大きなことをしなければならぬ、もしこれをほりつて何もしな

たい。中小企業の振興育成といふことは全く考えられていないようであつて、ただ一部分のすぐれたものを、それを大企業からして行く、従つてここに傾斜育成の方式になつてくる、その結果がこの合理化カルテルを実施するよになつてくるのだ、つまり優勝劣敗、これが行われて行くのは、資本主義経済が行われる成り行きとしてはやむを得ないことでもありませぬ。けれども、あくまでもこの公正なる競争を通じてのみ行われべきで、政策的に国家権力の介入によつてそれが助長されて行くようではおもしろくない結果になると、こう思ふのですが、その中小企業にわゆる弱小企業に対する保障はどうか、保障は、はつきりした御答弁をもう一度承わりたい。

といふことになれば、結局機械工業は伸びも見えないし、そうして現在のレベルにおいてみんな盛んに競争をして共倒れになる、こういうことでもありませぬ、このねらいはあくまでも全体を伸ばすといふところから特に上の方の国際競争力を増進するといふような意味において、精度の高いものを中心として伸ばして行く、そこで突破口を見出していき、従つて将来はさらにこゝろいつた施設を拡充して、機械工業全体の振興をはからう、こういう考え方になつておるわけでありませぬ。

○海野三朗君 将来はそういうふうによつていきたいとお話でありませぬが、そこに対してまだ何らの保障が考えられていない、将来はそういうこと、これに落ちこぼれたものは何と申していきませうかといふのは、ここに非常に心配がはらんでおるわけなんです。弱小企業に対しては、その結果はこの法案を十分効果あらしめようとするには、早晩強制カルテルに移つていかなければならぬのじゃないか、そうするとこれはきわめて憂慮すべき問題を含んでおるのであつて、このカルテルによつて生産性を確立しようとしておるようによつて考えられるが、その辺はどうなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは合理化カルテルでございまして、不況カルテルと違ひまして整理等の問題は含んでおりませぬ。それと同時にこれはやはり強制ではございませぬ、業界がこれが必要であるといふことを認めたような場合において初めてカルテルの結成ができるわけでありませぬ。またカルテルにつきましては特にこれは関係の点を考慮いたしまして、第七条でも

ごらんの通りおわかりであります。三つの条項についておまして、「合理化基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。」「一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。」「また「不当に差別的でないこと。」といった条件がついておるわけでありまして、こういつたふうな共同行為の内容が、こういつたふうなものに適合しませんが、合理的なカルテルは認められな

いわけでありませぬ。

○海野三朗君 この弱小企業に不利益な事態が招来しないという保障がさらに明確化されていないんです。弱小企業に不安は解消されないわけです。それをどうしたならば弱小企業の不安が解消されますか、それを承わりたい。

○政府委員(鈴木義雄君) 結局機械工業を振興する場合に一ぺんに全部が下から上へ上って行くこととはできませんので、やはり段階を追って上って行く、こういつたことだと思っております。従いましてこの法案でねらっておりますのは、相当精度の高いもの、性能のいいものが相当大きく設備を投下しようというところをとらえたわけでありませぬ。現在ではそれ以下の方々にはそれほど大きく投資するということは出て参りませぬので、一足飛びに精度の高いものをねらいませぬで、現在の段階においては中小企業、金融公庫等によって処理いたしますが、そういう点が出てくる、第一年度目においてそういうことは期待されませんが、第三年度目にそういうものが期待されるものになればそのものを追加してそういうものを振興することも考えていいんじゃないか、こういつたふうな考えでおります。

○海野三朗君 そうしますとこれをたどると、第一年度目であるからこれをやってみよう、こういつたお考えである。私が伺っておる問題は、この弱小企業者に不利益な事態が招来しないという保障がさらにまだ明確化されていない。これはまず今年度だけはさしあたりやってみようというお考えであつて、そこまではお考えになつていないのですか、今私がお伺いした点。この弱小企業者に不利益な事態が招来しないところの保障が明確化されていない。

○政府委員(鈴木義雄君) 逆に問題を申し上げますと、もしこの法案を通さなかつたらどういふことになるかと申しますと、結局その場合にはむしろ日本の機械工業としては伸びないで新しい輸出市場の開拓にも成功せず、コストの安い、いいものができないという結果になり、新しいマーケットも開けず、現在の範囲内において中小企業はそのまま立止して非常ななじめな姿になる、こういつたことではないかと考えられるわけでございます。この法案では精度をよくし、新しくコストを安くする手を打って、大いに伸ばして新しい領域を開こう、こういつたふうなことで、従いまして精度の高いものの需要も開きますと同時に、また普通の一般の部品等の範囲も、機械工業全体の伸びとともに、分野を持ちながら伸びて行く、こういつたふうな考え方で考えておるわけでありませぬ。

○海野三朗君 私はこの法案に何も反対するために反対しているんじゃないやありません。今局長がお答えになつたことについては私はよくわかつておるんです。これは必要である、必要でありませぬが、その穴を突いておるわけですよ。どうしたってそりやつていかなければならぬ、この機械工業振興臨時措置法案というものはぜひ必要であるところがある、これを漏れたものはないか、それを救うための保障がないのは不安ではないかと言ふんです。この法案の必要なることはもちろん認めておりますよ、認めておりますが、いわゆる弱小企業者に対しての不安は解消されないではないか、それの方を一向考えていないようである、そういつたことを今私がお伺いしているのであつて、すなわち言葉をかえて言へば、中小企業の振興育成をいふことにはあまり考えられていない、ただいいものを作る、いいものを作るという方面に持つていこうというふうなお考えのようにだけ思われて、一方いいことをしようと思へば必ず弱点がこれに伴つてくるものであるから、その弱点に対してどういふふうな対策を考え、どういふふうな保障を持つておられるかというところを私は伺つておるのであります。今局長のお答えになつたことは当然なものであります。私はその点に對しては異論を差しはさむものではないやありません。しかしながらその案は、いわゆる一方をこりしていかなければならぬ、それはもちろんそうです。もちろんそうでありませぬが、この選に漏れたものが困るんではないか、で、それに対する対策はどうかというところを私は重ねてお伺いしたいんです。

○政府委員(鈴木義雄君) 結局御質問の点は、どうお答えしていいかわかりませぬが、具体的問題になると思ひます。これは試案の程度でございますが、この前お配りした表を見ていただくと御理解がいくと思ひますが、大抵それぞれ企業において相当新しい伸びをみております。それぞれの分野を調べて、それによつて、比較的精度の高いもので、相当資本、設備が要るものにつきましてもこの法による。そうでない普通のところにおいては、中小企業金融公庫等の資金の活用によつてやるといふふうな対策が出ておるわけでありまして、かような考え方でできるだけやつてみたい、こういつた考え方をしております。保障と申します方が、どうも保障というふうな感じを法律にうたいませぬわけにも参りませぬので、かような考え方でできるだけ合理的な審査会等で十分練つた上で具体的な対策を、ただいま御指摘の点を十分考慮しながら運用していくべきではないか、こういつた考えでおります。

○海野三朗君 それは私が今伺わんとしておることは、この業種においても救われるやつと救われないやつが出てくるわけです。そうすると救われない方にはどうするかと私が伺ひましたところ、これは中小企業金融公庫とか、あるいは商工中金とかの金を融資してやる考えであるとお考えでありませぬから、その金高はどれくらい程度までこれに漏れたところのものに金を融資することを、つまり通産省が骨を折つてやるというお考えがあるか、それを私は聞きたい、こういつたわけなんです。何も今さらそれだけの金を必ずどうしなればならぬ、こういつたわけではならぬというわけではありませぬが、この選に漏れたところのものですね、そういつたものにもやはり融資してやるだけの親切がなければいけ

ないし、またその額が大体どれくらいであるかというところを伺つたところが、先ほどのお答えでは、六十億も中小企業の方には金を割り当てておるんだ、こう言われるが、果してこの選に漏れた方にはどれだけ融資することに骨を折らうというお考えがあるのか、それをもう一ぺん私は重ねてはつきり御答弁を承わつておきたい。それがつまり私はまずその保障と申します、この選に漏れたやつにどれだけ金を回して骨を折らうというのか、その点を伺ひたい。

○政府委員(鈴木義雄君) この点については先ほどお答え申し上げましたが、まだ調査中でございます。どの程度の希望があるかという点については、いろいろいたしません。それからほかの機械工業全体の問題もございませぬ。六十億のうちどれだけを機械に回すか、従来機械工業に使つておりました。その相当の部分をわれわれは中小企業と相談して機械工業に使わなければならぬと思ひます。その範囲として、私どもとしては、これに漏れた企業や、適用を受けない企業については、ある程度の基準を設け、全体に機械工業が伸びるような方向で機械工業部門に中小企業金融公庫の資金を活用していきたい、こういつたことで最善の努力を払いたいというふうな考えでおります。

○藤田道君 今海野さんは同じポイントについて、やはりいろいろな角度から質問されていると思ひますが、これに對してのお答えは、しからばこの法案が通らない場合には、やはり世界の水準を考えたときに置き去りになるし困るんじゃないかというふうな格好

で、論点がそのところで大へんずれていると思うのです。これは非常に答へにくいところだから、そういうふうな避けられていくのかわかりませんが、私の点だけで一、二点お伺いしたいのですが、本日いただきました——これは三十一年四月六日の資料です——この前にいただいたものもありませんが、この横の野に書いてある「資本金規模別の業態」というふうになつて資料がありますね。かりにこれで見ると五つの業種があげられてあつて、それぞれ右の欄によると、一番上段の歯車で見ますと、専門歯車メーカー、これは約十二で、対象工場だと思つてますが、もう時間がないので一々申し上げませんが、数においては相当な本法の対象工場があるわけですね、問題を二つに分けてみて、初めからこの法律によって適用対象とならないものと、それから今、計画にありますが、しかしこの予算の関係、資金のワケから、とりあえず初年度には貸付の対象にはならない、法の対象にはなるのだけれども貸付の対象にならないもの、こういうのではないのでしょうか、その点お伺いしたいと思います。

●政府委員(鈴木義雄君) 御質問の点は機械工業審議会というもので目標をきめまして、それによって対象を選びわけになります、大体その対象になりますものは全部選びたい、こう考えられておきます、DINの四級一七級を目標とする、こうなりますと、これに到達し得る工場というものは大

体九級以上の技術を有するものであつて、いろいろ考へ方ですべて全部選びたい、もちろんそうしますと資金の関係で第一年度に全業種を並行的に取り上げていくか、あるいは早く特定の業種だけを取り上げてやうか、こういふ方針のきめ方になります、と

●藤田進君 そのところを再三質問されてはいるのだが、あまいいな、すなわちこのいわゆる十五億のワケです、ところがここに書いてあります、あなたはこれに詳しくありません、五つだけ取り上げてみても、相当な企業の数になります、機械によつては相当なものです、ダイカストもこの間見せていただきましたが、なかなか大へんな資金を必要とする、そういうふうになると、十五億では足りなくなるんじゃないか、いいですか、足りなくなるという事は、法律の審議の対象にはなつたけれども、実際に貸付をしていただけなかつたという工場があるのかという事、この点があるのかないのかということをお聞きしたい、貸付の対象にならないものができるのか、できないのか。

十億というふうな金額を考へておられるのです、従つて二年、三年度においても、相当額をこれは財政投資の点で現在きめておられませんけれども、通産省としては最大限の努力を払つてこの資金を確保したい、こういふようになつていきたいと思います、そこで機械工業審議会においてこの目標がきまりましたならば、それに合致するよりな企業は全部これは育成していき

●藤田進君 だからまだわからないのですが、簡単に言へば、十五億で対象にしようという計画全体を初年度でみな貸付ができるか、機械を半分買うというわけにできません、機械を買うならば一台単位で買わなければならぬ、そうなるとおれのところは申請して対象にはなつたけれども、これははずされた、来年はおれのところは、ははずされた、来年はおれのところ、というのができるのかできないのか。

●政府委員(鈴木義雄君) できるだけ、そういうことにならないようにしたいと思つて、と申します、全部この十八の業種を十五億で並行的にやうていく場合には、御質問の通りある企業は初年度にみればならぬ、これは二年度にみなければならぬ、こういう事態になると思う、大体この考へ方は、十八業種のうちとりあえず早くできるものから七、八業種選ぶ、考へるうふうな方向で機械工業審議会を考へてもらいたい、こういふように思つておられます、ですから原則としてはできただけ、そういうことを避けるようにしたいと思つておられます、ものによつては、具体的に申しますと、一、二、三として来年にきたがるというものはできるかもしれせん、しかしそれは一

部でございますから、必ず来年度の相当額が取れますれば不公平のないように来年度においても必ずそういう資金が取り得ると思つておられます。

●藤田進君 そりする歯車なら歯車は一応申請のあるもの、法律の資格対象になるものだけは、これはもう全部十五億のワケの中で歯車に関する限りは残らないで全部貸付もする、ところが金が余るからというので強硬鋼鉄にする、ダイカストはこれははだめだ、こういふやり方のように聞えるのです、それとも歯車についてここに書いてあるが、粉末冶金なり精密ネジなりというのがある、こういふふうなやり方よりは十五億の中で操作をするように私は思つていたのですが、そうでなく歯車は全部近代化、合理化ができるようになって、予算が余れば十五億の中でそれはダイカストに手をつけられるものがあるという、歯車でも申請して対象になつていても今回はダイカストも要求して、ここに掲げられていてこれだけあるわけです、だから同じ業種の中でも貸付を受けて機械を新しくいわゆる更新したところもあるし、しないで来年度以降を待つところもある、そういうふうな考へたわけですが、実際の運営はどうですか。

●政府委員(鈴木義雄君) 私の説明が少し少なかったかも知れませんが、十八業種を全部一べんにあるいはできないかもしれないかという事を申し上げたわけでございます、従つてこれは業界の希望も、同じ資金が要ります場合でも第一年度目に全部要するというわけでもありません、従つてものによつて

●藤田進君 今の私の質問は非常にわかりにくいかもしれませんが、先ほどの答弁でみるといろいろ同じ業種では貸付せられたところ、貸付せられなところ、つまり初年度と次年度とのそういう差別はつかない、歯車なら歯車という同じ業種ではこれはつかないという事であれば、十五億というワケはきまつているのだから、そうなればたとえダイカストだけは初年度には対象にしないという操作になるのかどうかという事です。

●政府委員(鈴木義雄君) これは審議会で講じた上でござります、と申します、非常に確定的なことを申し上げにくいのでござりますけれども、たとえば私の申し上げました、強調しました点は、先生の御質問で、歯車のメーカーで要するに目標到達のために該当するようない工場があつたら漏れることではないか、不公平がないかという御質問だつたと思つたので、これは取り上げるときには全部取り上げるといふことを申し上げたわけであり、しかしながら資金の問題はこれは公平に取り扱いたいと思つておられます、しかしながらそれが初年度に全部出ると申します、五千万円要する場合は、初年度に全部必要としないということがあります、これは残りの部分は次年度に繰り越してもいいという、そういう考へ方で

きただけ同じ企業は公平に取扱いいた
いという事を申し上げたのです。実
際資金がやはり十五億に制限されま
した、それと三方年にわたりますから
従いまして初年度に幾らか出て二年
度に幾らか出て、三年度に幾らか出
るという事もあり得る。しかし同じ業
種におきましてはできるだけ公平に
扱って漏れのないようにしたいとい
う事を申し上げたかったのでございま
すが、気持はそうだったので。

○藤田進君　そうすると当初の説明等
で考えてどうだろうと思つていた点を
確かめてみたいが、それは初年度十五
億の中でも自動車も対象になる、ここ
に書いてある通り業種はそれぞれ対
象になって、そして審議会等の議が
まとまれば十五億はそれぞれの貸付が
できると、そういうことなんではな
らぬ。

○政府委員(鈴木義雄君)　さようでご
ざいます。

○藤田進君　そこで今の海野さんの言
われるように自動車なら自動車だけ、ダ
イカストならダイカストだけで考
えてみると業種が違ひますればさして弊害
もないかもしれせん。自動車だけは本年
度十五億程度どこも対象となるものは
貸付をするのだ。大体これで精密自動車
もできるよになつた。そういうことで条
件その他というのは大体異なつて、同業
種ができるわけですからいいが、しかし
今のうちに自動車、あるいはダイカス
トでたとえても、もう少ししやいぎ
リスの機械を入れてそして量産もし、
品質ももちろんいい、コスト安とい
うよりな事になりますと、残された、
たとえ一年、二年、三年置き去りに

なる。それは各企業状態で、ダイカス
トなどの事情を聞いてみると、自分た
ちは下請企業、写真機にしましてはそ
の他御承知の通り、という事になる
と自然お得意先はそこへ集中してしま
うという結果になると非常に問題があ
るのではないだろうか。これが海野さん
のまず第一の質問、それから私どもも
同じですが、この法律の対象になつて
さえずるんですね。対象になつてい
るが、実際には問題は業者はどうい
うところを問題にしているかと言へば、
法律の対象になつたというだけで喜ぶ
のではない。対象になつただけじゃな
くて結局は金が借りられた、もちろん
担保で借りられたという、長期資金だ
という事なんです。ところがそれ以
外の中小企業金融公庫で全然法律の対
象にならないところ、影響としては
二つ出てくる。対象になつても貸付が
できなかった。貸していただけなかつ
たという事で、非常に冷感という事
と、もとも法律の対象にならない
という中小企業金融公庫対象のもの
と、しかし影響は同じだろうと思つて
そつと出てくる。対象になつても貸付
できない。貸していただけなかつた
という事で、非常に冷感という事
と、もとも法律の対象にならない
という中小企業金融公庫対象のもの
と、しかし影響は同じだろうと思つて
そつと出てくる。対象になつても貸付
できない。貸していただけなかつた

は二年、三年のうちにどうか、そ
ういふ説明を今なきつた。そこで私ども
はこの法律に反対しようという立場で
なくて、そういうものができるだけ行
政指導や、あるいは中小企業金融公庫は
もとよりであります、その他の資金
等で、これは単なる文章だけに
もれないが、そういうことになしに
何とか努力してもらつて、ここに付帯
決議でもしてこれを通していきたく
いふ意欲を持つていくわけだ。そ
ういふ点からみればその付帯決議をして
いたならば、それが行政指導をなさ
る行政当局においてもこれを受けて立
つだけの用意があるかないかだけは確
かめてみたいと、ただ単にマスター
ベーションで、われわれの付帯決議を
受けただけのことになつては困る。そ
の点について海野さんも私も対象
になつても貸付ができなかったとこ
ろ、もとも対象にならないところ、
こつと出てくる。対象になつても貸付
できない。貸していただけなかつた
という事で、非常に冷感という事
と、もとも法律の対象にならない
という中小企業金融公庫対象のもの
と、しかし影響は同じだろうと思つて
そつと出てくる。対象になつても貸付
できない。貸していただけなかつた

○政府委員(鈴木義雄君)　第一の同じ
対象になる企業をどうするか、これに
つきましては先ほど来申し上げてお
ります通りできるだけわれわれとして
同じ業種の対象になるものにつきま
しては、全部これが対象となり得るよ
う、できるだけ最善の努力を尽すとい
うこと、それか中小企業関係、これに
対象とならない中小企業につきま
しては、

先ほど来いろいろ御説明申し上げてあ
るところでございませぬ。われわれとし
ましてはこの説明にも書いておられま
す通り、これにつきましてはそれに
た何と申しますか、それぞれの技術の
程度、あるいは設備の程度に
て、中小企業の金庫の利用によりまし
て、できるだけ努力を払つて、こ
ういふ企業についても十分努力して
いふ企業についても十分努力して
たい、こつと努力をいたします。た
だ先ほど御質問がございました、それ
は直接貸しの方の、幾ら予定して
いるかということにつきましてはまだ調査も
行き届いていないので申し上げる段階
ではございませんが、こつと努力を
させていただきます、こつと努力を
させていただきます。

○藤田進君　あなたの努力はそれ
でございました。今の言葉は適切では
ありませんが、中小企業金融公庫を年々増
資をいたしましてやっておりますが、
これは政府次官もお見えでありますか
らお答えいただきたいわけですが、私
は中小企業金融公庫の運営について
も、これは坂口さんなりに来ていた
き、あわせて大臣なり政府次官等の
約束を得られるならば、私はついで
の付帯決議が生きてくると思つて
見ます。中小企業金融公庫の貸付事
業を見ますと、最近では見えてお
りませんが、先国会だけで見ますと、
旅館、待合業に四億かすで昨年まで
出ていたんです。旅館、待合業とい
うのは、どういふものが一体でき
て、どういふものがその内容を見
ないのですけれども、資料を要求し
てもなかなか金融業としてはお見
せするわけにいかないといふこと
でありませぬ、それ以上要求は今

でいたしてございませぬが、これは昨
年でも四億が出ていたと思つて
それから私どもの方で見れば、緩急、事
の順序から見て、お医者さんの関係等
にもかなり出ていたと思つて、そ
ういふ業種が大分類せられて、十
数種あつたと思つて、製造工業とい
うものは相当な数でもあ
るし、貸付の金額というものは比
率から見てきわめて少い。たと
えば具体的に努力、協力せられる
ならば、中小企業金融公庫の貸付
を合せて、もし国の政策が、現
内閣の政策が弱小企業をつぶす
という事、消極的に期待されてお
るならば、そつと努力を
させていただきます。

○政府委員(川野芳瀾君)　中小企業
の育成に對しましては、中小企業
金融公庫並びに商工中央金庫にお
きましては、従来努力をいたして
参つたのでありませぬが、こ
に中小企業金融公庫で

でいたしてございませぬが、これは昨
年でも四億が出ていたと思つて
それから私どもの方で見れば、緩急、事
の順序から見て、お医者さんの関係等
にもかなり出ていたと思つて、そ
ういふ業種が大分類せられて、十
数種あつたと思つて、製造工業とい
うものは相当な数でもあ
るし、貸付の金額というものは比
率から見てきわめて少い。たと
えば具体的に努力、協力せられる
ならば、中小企業金融公庫の貸付
を合せて、もし国の政策が、現
内閣の政策が弱小企業をつぶす
という事、消極的に期待されてお
るならば、そつと努力を
させていただきます。

ざいするが、御承知のように昨年から約二十億でございますが、直接貸しを実は始めた次第でございます。そのりしてこの直接貸しは、おもに輸出産業に向つての資金を貸して参つておる、こういうことは御承知の通りであります。今年さらには直接貸し資金も増額いたしましたので、そういう金から、こういう面につきましてはできただけ融資をさせたい、そういうふうり考へておる次第でございます。

○海野三朗君 いろいろ場合はどうですか。私は、これはなお念を押して伺つておかなければならない。たとえば大豆が工場で非常に金がありさえすればいいのだという際に、その工場が抵当に入つておる場合、銀行はその金は貸しませんか。

○政府委員(鈴木義雄君) これは金融の問題でございますから、最終的には銀行が判断するわけでございますが、この法案でねらつておられますことによります資金は、この前御説明申し上げたかと思ひますけれども、担保の問題はまた今後新しく投下します機械を、何と申しますか持ち込み担保というこ

とでとるというのが非常の措置として、できるだけそれ以外の設備について金融が担保を要求する場合はできるだけ少くして、ほかの銀行からの借り入れに支障がないように、そういうふうな建前で話し合ひを進めておるわけでありませう。そういう点を十分考へておるわけでございます。しかしながら、こ

ういつた問題はやはり金融でございますから、最終的の決定は当該事業が、経営が健全であるかどうか、あるいは債務はどうかであるかというふうな問題が十分判断されて結論が出ることになると思ひます。

○海野三朗君 借金がある場合に、その工場の機械なりがみんな抵当になつて入つておるんだという場合に、たとえば双眼鏡の部品を作る工場でも、も全部抵当に入つておるんだと、そうして、これを計算してみると、現在の状態ですと赤字なんだという場合です。その仕事がいいからといってそういうときにはやはりこの法律の適用の中に入りませうかと、私はそういうことを伺つておるのです。その工場がもう赤字になつておつて、清算してみればもう何も残らないのだ、赤字だけだといふような工場でも技術がよくさえあれば融資をするのかしないのか。

○政府委員(鈴木義雄君) この問題、金融でございますから、やはり銀行が十分当該企業の経営、あるいは資産状況といふことを判断して結論を出すわけでございます。ただここでございまして、おきます開銀の特別融資といふものも、担保条件を緩和するといふことをきめたのでございませうが、具体的に、非常にほかの担保が多くてどうこうといふような、経営内容等が悪い場合にどうかといふことになりました場合に、金融機関が判断して最終結論を出すといふことになると思ひます。

○小野義夫君 これは何ですか、新しい機械といふものはおおむね外注だと思ひますが、外注をした場合に、受け渡し、デリヴァリは相当今機械の方は度内に審査をして、これはよからうといふことになる、そして注文を發す、それからそれが実際に工場に据え付けられるという期間の見直しはどう

いうことに、まあ物によって違つてしようけれども、大体十五億の対象となる機械のデリヴァリと据付までの期間をどう見ておられますか。

○政府委員(鈴木義雄君) これはいろいろ物によつて違つておると思いますが、発注はもちろんでできると思ひますが、従いまして手付等は十分考へておられます。しかし据付まで完了するものは物によりましては困難なものがあることもあると思ひます。しかししてできるだけ、国内の場合には国内の生産を督促いたしませう、また輸入する場合でも輸入を督促して、できるだけ結論が出ましたら早く融資ができるようにいたしたいと思つておられます。

○小野義夫君 非常に高度の精度を希望しておる場合に、つまり機械の機械になるわけですが、機械を作る小道具を作る、つまりその他の機械を作る機械、そういう非常に精度の高い機械が日本でも今現在できる状態ですか。私はそこにも多少まあ精密機械の基礎的の機械は外注でなくてはいかぬか、その点はどうですか。

○政府委員(鈴木義雄君) お話の通りなかなか日本で非常な精密なものでございませうが、ございませう。従つて、そういうものは外国に注文することになると思ひます。しかしまた国内でも相当技術が伸びまして、あるいは外国から技術を導入いたしまして、あるいは国の試作奨励によりましてできてくるものもございませう。これらの問題につきましても、よく技術関係の方々にお集まりを願つて相談して選択してきておきたいと、いろいろ考へておられます。

○小野義夫君 そちらと外注の場合においては私はこれはいつまでかかって決定されるか知らぬけれども、この三十一年度予算の金を年度内に支払うことのできないような實際上の注文も相当あるのではないかと思ふのです。その点はいかがですか。

○政府委員(鈴木義雄君) その点は先ほど申し上げました通り据付が年度内に困難なものも出てくるかと思ひます。しかし少くとも発注いたしましたれば、ある程度の手付は打たなければなりませんし、それからもう一つ、これは大体本年度限りでございませう、三カ年計画で考へておられますので、そういう場合にはやはり何と申しますか、広い範囲でそういうことができれば、広い範囲でそういうことができれば、よいことになるじゃないか、こう考へるの

○小野義夫君 そこで先ほどの藤田委員の質問の点と私も同じ疑問を持つのでありますが、やはり選択する場合にこれはこれは対象にして、そして改良をやらせたいが、年内金融の事情でそれはいかぬ、一体取り上げるけれども、これはたとえば次年度には必ず予算に計上するであらう、けれども今年はだめだ。また今年も払うつもりで計上したけれども、事実それを、支払いの段階に至らないから、また今一応採択したものの一応金融からオミットしたけれども、またその方を復活するといふような、実際問題としてはいろいろの操作が行われるのではないかと思ふのですが、それはどうなんですか。

○政府委員(鈴木義雄君) 実際問題としては、御指摘のような点が部分的にあるいは相当出てくるのではないかと、

○小野義夫君 先ほどから同僚委員がもしばしば反復質問された点であり、これはこの選に漏れた機械、これは伸びのあるものを取り上げて、非常にそれを発達せしめるとそれに随伴いたしまして、たとえば船舶の注文が非常に、いろいろな機械の精度が高まるために日本によけいくる。従つて今までのこなかつたものもどんどん参つて、他の工業も繁栄する。これは一つの産業が興ると必ずや他のものも興つてくる。これは当然の現象ではありますけれども、同じく機械工業でやつておるのであるから、これはこれで結構いい名前かとも考へますけれども、ただ単にいわゆる中小企業金融公庫というものでこれをまかなつて都合よくやるんだといふのでなく、もつと組織的な、何か法案というものを考へておられるのではないでしようか。そうあるべきではないかと思ふのですが、その点はどうなんですか、金融以外で。

○政府委員(鈴木義雄君) 金融以外でも、たとえば設備の補助金、そういうふうなものもございませう。それからわれわれとしましては、直接貸しの場合ほとんどものを、どんなふうな業種をどんなふうないたしたかなければならぬかといふような貸付基準といふようなものを作つて、中小企業庁とも連絡して、そうした格好でできるだけ指導方針といひますか、そういうふうなものをはつきりして伸びていくものを伸ばしていかうかという、こう考へておる次第でございませう。

○小野義夫君 先ほどから同僚委員がもしばしば反復質問された点であり、これはこの選に漏れた機械、これは伸びのあるものを取り上げて、非常にそれを発達せしめるとそれに随伴いたしまして、たとえば船舶の注文が非常に、いろいろな機械の精度が高まるために日本によけいくる。従つて今までのこなかつたものもどんどん参つて、他の工業も繁栄する。これは一つの産業が興ると必ずや他のものも興つてくる。これは当然の現象ではありますけれども、同じく機械工業でやつておるのであるから、これはこれで結構いい名前かとも考へますけれども、ただ単にいわゆる中小企業金融公庫というものでこれをまかなつて都合よくやるんだといふのでなく、もつと組織的な、何か法案というものを考へておられるのではないでしようか。そうあるべきではないかと思ふのですが、その点はどうなんですか、金融以外で。

○政府委員(鈴木義雄君) 金融以外でも、たとえば設備の補助金、そういうふうなものもございませう。それからわれわれとしましては、直接貸しの場合ほとんどものを、どんなふうな業種をどんなふうないたしたかなければならぬかといふような貸付基準といふようなものを作つて、中小企業庁とも連絡して、そうした格好でできるだけ指導方針といひますか、そういうふうなものをはつきりして伸びていくものを伸ばしていかうかという、こう考へておる次第でございませう。

○政府委員(鈴木義雄君) 学識と経験とは先ほど申しました通りならば経験があればだれでもけつこうでございませぬ。

○理事(阿具根登君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿具根登君) 速記を起して。ほかに御発言もなければ質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。

○海野三朗君 私は社会党を代表してここに討論をいたしたいと思ひます。

この本案のねらいは経営者育成方式の採用であり、また専門生産性、規格統一のため合理化カクテルを実施するのがそのバック・ボーンになっているようでありませぬ。従つて今、日本の現状から見まして国際間の競争を考えるとときにはやむを得ない法律であると思ひますが、この中小企業の振興育成という点については全く考慮されてないように思われるのであります。従つてこの邊に漏れたる会社、業者は非常な不安に襲われることは当然であります。すなわちこの弱小業者の不安は解消されてない、こつちの点から考へまして私は今まで再三政府当局に向つてこの保障を要求したのでありますけれども、時間の関係やら何やらで今直ちに保障ということは御答弁ができませんように思ひました。であいまもこととしておられる御答弁のようには受けたのであります。この機械工業振興臨時措置法案はぜひとも現在の重要な仕事であり、これをして一日も

早く国際市場に日本の機械工業が顔を出して競争場裏に戦つていかなければならぬ現段階におきましては、この弱小業者の不安というものをないがしろにするわけには参りませんので、この点については特に政府当局に私が要求をいたしたいのであります。

それではこの法案に対しては付帯決議をいたしまして、ただいま読み上げてみたいと思ひますから委員の方々はどうかお聞き取りをお願い、御賛成をお願いいたします。

付帯決議

本法による貸付の対象とならない中小企業が競争条件の上で不利となるおそれがあるので、政府は本法の実施に当り、このような企業に対し資金の確保その他の助成策に遺憾なきを期し、機械工業全般の技術水準を向上せしめ、以て品質の改善とコストの低下が実現できるよう努力しなければならぬ。

この付帯決議をつけまして本法案に賛成の意を表する次第であります。何とぞ委員の方々御賛同あらんことをお願いいたします。

○理事(阿具根登君) 他に御意見もなければ討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。機械工業振興臨時措置法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもちます。

て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました海野三朗君提出の付帯決議案を議題といたします。海野三朗君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(阿具根登君) 全会一致と認めます。よつて海野三朗君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例によりましてこれを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根登君) 御異議ないものと認めます。よつてさよう決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますので、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

- 西川 弥平治 白川 一雄
- 小野 義夫 古池 信三
- 高橋 衛 苦米地義三
- 深水 六郎 大谷 賛雄
- 海野 三朗 加藤 正人

○政府委員(川野芳満君) 政府といたしましては、ただいまの決議の趣旨を尊重いたしまして、選ばれた企業ばかりでなく、その他のものにつきましても金融の面あるいはその他の助成策を講じまして、万遺憾なきを期したいと存じます。

○理事(阿具根登君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

四月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、織維工業設備臨時措置法案反対に關する請願(第一一八六号)

第一一八六号 昭和三十一年四月五日受理

織維工業設備臨時措置法案反対に關する請願

請願者 石川県金沢市長田本町

ト四一石川県第二機器

協同組合理事長 西村

正外九名

紹介議員 三輪 貞治君

今回政府は織維産業の総合的安定を図ると称し、織維産業設備について設備制限をする法案を提出したが、さきに機械の設備制限を中小企業安定法第二十九条関係法令の発動によつて実施して以来、織維製造業界は危ういにひんする重大な影響を受けたが、今回さらに広はんな制限をすることは織維機器製造企業の死命を制することとなり、特に関連産業に従事するすべての中小企業に致命的打撃を与え、工場は倒産し、多くの失業者をつくり出し、重大な社会問題をひき起すことは必至であるから、本法案が撤回せられるよう善処せられたいとの請願。